先端研究助成基金助成金	1,654,236	12,202	219,655	—	—	1,216,308	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	1,452,371	450	326,176	—	—	1,125,744	
最先端研究開発戦略的強化費補助金	529,266	—	459,232	—	—	70,033	
原子力人材育成等推進事業費補助金	39,808	—	12,931	—	—	26,173	
新人看護職員研修事業補助金	1,587	—	—	—	—	1,587	
科学技術戦略推進費補助金	287,255	—	24,640	—	—	262,615	
科学技術人材育成費補助金	302,445	—	20,428	—	—	243,450	
政府開発援助ユネスコ活動費補助金	19,000	—	1,669	—	—	17,330	
若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金	137,705	—	14,954	—	—	122,199	
先端技術実証・評価設備整備費等補助金	1,427,647	—	1,425,341	—	—	2,305	
研究支援体制整備事業費補助金	105,417	—	—	—	—	105,417	
次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金	26,976	—	—	—	—	26,976	
政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金	20,000	—	27	—	—	19,972	
医師確保対策推進事業（医学教育用機器整備）補助金	3,143	—	971	—	—	2,171	
医薬品等審査迅速化事業費補助金	132,803	—	30,490	—	—	102,173	
医療施設運営費等補助金	753,846	—	437,515	—	—	316,330	
地域医療ブランチ事業補助金	6,857	—	—	—	—	6,857	
地域医療再生事業費補助金	3,400	—	—	—	—	3,400	
国立大学改革強化推進補助金	40,700	—	6,937	—	—	33,762	
間接経費	103,117	—	1,744	—	—	74,241	
合　　計	14,144,621	12,653	4,173,224	—	—	9,642,979	

注）
1．建設仮勘定見返補助金等への振替額は、全額特許権仮勘定見返補助金等への振替額です。
2．資産見返補助金等への振替額には、過年度交付額からの振替分50,568千円を含んでおりません。
3．収益計上への振替額には、特許権仮勘定からの振替分3,521千円、仮払金からの振替額19,385千円、前払費用からの振替額22,084千円、過年度交付額からの振替分383,772千円を含んでおりません。

⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(145,149) 145,149	9	(115,227) 115,227	2
	非常勤	—	—	—	—
	計	145,149	9	115,227	2
教職員	常勤	(37,913,353) 46,854,037	6,534	(3,942,054) 3,964,177	393
	非常勤	7,073,906	5,148	—	—
	計	53,927,944	11,682	3,964,177	393
合計	常勤	(38,058,503) 46,999,186	6,543	(4,057,281) 4,079,404	395
	非常勤	7,073,906	5,148	—	—
	計	54,073,093	11,691	4,079,404	395

注）
1．役員に対する報酬等の支給の基準の概要
　役員に対する報酬は一般職国家公務員に準拠し、「国立大学法人京都大学役員給与規程」及び「国立大学法人京都大学役員退職手当規程」に基づいて支給しております。
　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要
　教職員に対する給与及び退職手当は一般職国家公務員に準拠し、「国立大学法人京都大学教職員給与規程」及び「国立大学法人京都大学教職員退職手当規程」に基づいて支給しております。
2．支給人員は、報酬又は給与では年間平均支給人員、退職給付では年間支給人員によっています。
3．人件費の定義は基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によっております。ここでいう常勤職員とはガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究等により雇用するものを除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究等により雇用するもの及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。
4．支給額には法定福利費（6,831,540千円）、退職給付引当金（7,265千円）及び、賞与引当金（152,927千円）を含んでおりません。
5．「常勤」欄上段には（　）書きにて「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載しております。